

核兵器廃絶の展望と日本の原水爆禁止運動

安 齋 育 郎

I はじめに

米ソ两国を中心とする核軍備競争は、地球上に37,000～50,000発の核弾頭を蓄積するに至り、その爆発威力は、ダイナマイト級の高性能爆薬である TNT 火薬（トリニトロトルエン）に換算して110～200億トン相当に達している。地球上の全人類が、1人あたり2～4トンの爆薬を抱えていることに相当する、と譬えられる所以である。

世界の年間軍事支出は、発展途上国の累積債務合計に匹敵するに至り、米ソ两国を盟主とする北大西洋条約機構（NATO）とワルシャワ条約機構（WTO）の全地球規模での対立は、発展途上国をも巻き込んで展開され、国民経済の軍事化を招くとともに、地域紛争の火だねを燻らせている。

破壊と殺戮のために大量の人的・物的資源が浪費されている一方で、飢餓や貧困は、発展途上諸国にあまねく見られる現象となっている。さらに、百日咳、ハンカ、破傷風などの予防接種可能な病気による5才未満児の死亡数も、1985年一年間でおよそ345万人に達している。平和研究の分野でこんちに「構造的暴力」と呼ばれているこうした状況の解決にとって、とりわけ米ソ両大国による核軍備競争を中心とする世界の軍備競争は大きな阻害要因となっている。

われわれは、われわれのもつ能力を総動員して、この矛盾を解決しなければならない。本稿は、核兵器廃絶の問題に焦点を絞り、それを実現する道筋の展望とのかかわりにおいて、日本の原水爆禁止運動の現況とその発展方向を検討するものである。

最初に、核戦争準備の現段階について概括し、ついで、核軍備競争の原因を

検討し、その克服の基本的道筋についての筆者の考えを提示する。そして、そうした核兵器廃絶の展望とのかかわりにおいて、日本の原水爆禁止運動の近年の主張を、とくに原水爆禁止世界大会において共同の意思として表明された基本的文書に依拠して検討することとする。

II 核戦争準備の現段階

核兵器が単に抑止の切り札としての威嚇の手段であった時代は、1970年代前半で終焉した。1960年代を通じて米ソ両国は膨大な戦略核戦力を蓄積し、いわゆる「相互確証破壊（Mutually Assured Destruction, 略してMAD）」態勢を築き上げた。1968年のアメリカの国防報告は、「相互破壊能力、逆に言えば、双方とも破壊を免れる能力をもたないという状況が、戦略核戦争を回避しようとする最大の動機となっている」と述べたが、こうした相互威嚇による核手詰り状況に対しては、万一抑止が破れて敵が戦略核攻撃に踏み切った場合に予想される恐るべき状況——一方的降伏か、対抗報復による相互破滅か——に照して到底受け容れられないとする根強い批判が内在していた。

抑止が戦域レベルで破綻した場合に対する対応は、ニクソン政権下において「ターゲティング・ドクトリン（目標設定構想または目標変更の原則）」として定式化された。西ヨーロッパや東アジア地域において、全面核戦争には至らないような戦域限定核戦争の危険が顕在化した場合には、相手の出方に応じて対兵力核攻撃の目標を選択・設定し、必要に応じて攻撃を段階的にエスカレートさせながら、威嚇と説得によって戦争を勝利的に収拾することが目指される。この構想は、また、シュレジンジャー・ドクトリンとしても知られているが、アメリカは、こうした考え方に基づいて、パーシングⅡ、中性子爆弾、核巡航ミサイルなどの戦域核戦力の生産・配備計画を展開するところとなった。

アメリカは、一方では、戦略核戦力の第一撃能力の強化によって戦略的レベルでの核抑止力をより攻撃的な性格のものとして強めながら、他方では、戦域

レベルでの抑止破綻状況に対応し、それを勝利的に收拾する核戦争遂行能力を準備していった。この政策は、その後の政権にも基本的に受け継がれ、カーター政権下の1980年には、大統領指令59号（PD59）として公式に採用された。そこでは、戦略核戦力による抑止をベースとしつつも、抑止破綻状況下でも慎重なエスカレーション・コントロールによって6か月にわたる長期持久核戦争を戦勝裡にたたかいぬく態勢づくりが基礎づけられた。

ところで、抑止破綻状況が戦域レベルにとどまらず、戦略レベルでの核交換に発展した場合には、相手によるアメリカ本土向けの核攻撃に対する非脆弱性が問題となる。こうした戦略防衛の面では、すでに1950年代末から、民間防衛（civil defense）による消極的防衛に加え、ミサイル迎撃手段による攻撃的防衛が考えられてはいた。しかし、先に引用した1968年のアメリカ国防報告にも見られるように、「双方とも破壊を免れる手段をもたないという状況が、戦略核戦争回避の最大の動機である」とするような考え方がとられ、1972年にSALT（戦略兵器制限条約）とともに結ばれた ABM 制限条約（「弾道弾迎撃ミサイルシステムの制限に関する条約」）においても、いわば、弾道ミサイル防衛（BMD, Ballistic Missile Defense）の面での脆弱性を抑止力の一環として残存させる考え方がとられていたと言える。しかし、このような“脆弱性の窓”（window of vulnerability）については根強い批判があった。

1981年に成立したレーガン政権は、「強いアメリカの再来」を標榜しつつ、戦力核戦力近代化計画を強力に推進し、これによって、対ソ戦略核戦力の絶対的優位を背景とする抑止力の強化を図りながら、一方では、中性子爆弾（放射線強化弾頭）や核巡航ミサイルの生産・配備計画の推進によって戦域限定核戦争遂行能力を強めていった。そして、1983年3月、弾道ミサイル防衛を主要な柱とする戦略防衛構想（SDI, Strategic Defense Initiative）を打ち出した。それは、化学レーザーやエックス線レーザーを用いるレーザー兵器、中性粒子兵器、運動エネルギー兵器、迎撃ミサイルなどの使用によって、ソ連の戦略核ミサイルがアメリカ本土に着弾する前に破壊することを目的とした兵器体系である。アメリカ政府部内での意思統一の過渡的不整合や技術的困難性についての見通

しの甘さなどがすでに少なからず明らかにされてきたが、アメリカの核戦略の展開過程との関連で SDI の基本的性格を見るならば、対ソ戦略核戦力の近代化計画を補完するものとして、戦略レベルでの抑止破綻状況にも対処し得る態勢づくりを指向するものと位置づけられ、かねて追求されてきた戦域限定的な長期持久核戦争遂行能力の整備と相俟って、核戦争を実際に戦って勝利する態勢構築の一環と見做され得るであろう。こうした戦略下では、核兵器は単なる抑止のための威嚇兵器ではなく、実際の使用を前提としたより実戦的なものとして性格づけられることになる。

- * SDI 推進の背景には、(1)「核兵器廃絶のための兵器体系」を標榜することによる反核世論の鎮撫、(2)軍需産業への市場創出、(3)西側陣営の結束強化、(4)アメリカのイニシアチブによる西側先端技術の管理・統制、などの多様な目的が関係している。(1)に関しては、SDI のための攻撃兵器のひとつとして開発されつつあるエックス線レーザー兵器が、そのエネルギー源として核爆発を用いる可能性が強いこと、SDI は核巡航ミサイルをはじめとする戦域レベルで使用される核兵器群は対象外としていること、そして、何よりも、SDI の基本的性格は、本文で述べたように、戦略核戦力強化による威嚇を土台とした核抑止態勢を補完するものとして、抑止破綻時の戦勝態勢構築の一環をなすものであること、などの諸点から見て、反核世論をかわすために持ち出された方便の域を出ないとの批判がなされている。

III 核軍備競争の起動力

核兵器全面禁止・廃絶を実現する道筋を解明するためには、核軍備競争を激化させている諸原因を明らかにすることが必要である。以下において、1. 「抑止」と「均衡」の戦略思想、2. 産軍複合体の存在、3. 軍事同盟ブロックの対立、4. 科学者・技術者の役割、の4つの要因について検討する。

1. 「抑止」と「均衡」の戦略思想

アメリカは、核戦略の土台に「核抑止」の考え方を据え、ソ連は、基本的には、「軍事均衡」の考え方をとってきた。その帰結として、両陣営は互いに他を破壊し尽して余りある核戦力を構築し、相互確実破壊(MAD)状況をつく

り出した。

核抑止という考え方は、すでに1946年アメリカのバーナード・ブローディによって提起されていた。彼は、原爆登場後の戦略の中心的課題を「原爆を使用するのではなく、原爆使用をできるだけ確実にする手筈を整えることによって相手の原爆使用を妨げること」であると、著書『絶対兵器』の中で述べた。

「抑止」とは、「侵略によって得られる利益が、侵略に伴う損失よりも小さいことを認識させることによって、侵略の実行を思い止めさせること」である。「抑止」は、そのスタティックな語感とは裏腹に攻撃的な性格をもつものであり、たえず対手を威嚇し、脅威を現実のものとして実感させ続けなければならない。したがって、抑止論を基礎とする軍事技術開発は、新しい兵器の完成と同時にその兵器に対抗すべき敵の兵器技術の出現を前提としてさらにそれを無効にするような軍事技術の開発を迫られる——つまり、1971年10月の国連事務総長報告がいみじくも指摘したように、「対抗すべき潜在的敵を待つまでもなく、彼ら自身が作り出したものに自ら対抗」せざるを得ず、破壊のための技術開発に固有の自己否定の無限のスパイラルをひたすら上昇せざるを得ない。

2. 産軍複合体の存在

国家と企業の深く密接な癒合が、国家の軍事戦略と軍事技術開発の相互作用を強め、軍事技術開発に競争原理を激烈なかたちで貫徹させる重要な要因となっている。この要因は、とくにアメリカにおいてはきわめて重要なものとなっている。

第1に、企業の国家財政への寄生性が強まって政財界の癒合が進行するにしたがって、政府は産業界に対して一定規模の軍需市場を提供し続けなければならない。核兵器の研究・開発・実験・生産等をふくむ軍備拡大を、国民経済のありさまに深く根ざした構造的なものとする。

第2に、軍需生産の面で国家との有利な契約関係を確保するために、企業間の激しい軍事技術開発競争を招き、それを常態化させる原因となっている。

第3に、基礎研究から応用研究に至る諸分野における科学・技術研究の軍事

化が広く、深く進行する原因をつくり出している。

3. 軍事同盟ブロックの対立

アメリカを盟主とする北大西洋条約機構とソ連を盟主とするワルシャワ条約機構とが、他の多くの二国間レベルでの軍事同盟関係と相俟って、世界を二分した軍事的対立を日常的なものとし、地域紛争の危険を増大させ、核兵器を含む軍備の拡大に拍車をかけている。

北大西洋条約機構もワルシャワ条約機構も、国連憲章第51号（個別的・集団的自衛権）に依拠して結成されている。周知のように、国連は、国際の平和と安全の維持を主要な目的のひとつとしており、すべての加盟国は、その国際関係において武力による威嚇または武力の行使を慎むべきことと規定されている。憲章第2条に定められたこの原則が破られた場合には、安全保障理事会の議に基づいて軍事的または非軍事的措置がとられるが、第51条は、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限って、国連加盟国が個別的または集団的自衛措置をとることを認めている。しかし、安全保障理事会の常任理事国（核保有5か国）による拒否権の発動などによって安全保障理事会としての結論が出なければ、本来は暫定的な措置であるはずの個別的または集団的自衛権の発動は常態化し、これに根拠を置く軍事同盟の存在もまた日常化することになる。1949年に発効した北大西洋条約はその第5条において、また、1955年に発効したワルシャワ条約はその第4条において、これら条約に基づく共同防衛の根拠が国連憲章第51条にあることを明記している。国際の平和と安全の維持を目的とする国際連合の憲章が、二大陣営による地球規模での軍事対立の論拠とされるという皮肉な関係が存在している。

軍事同盟ブロックの対立は、地域紛争の原因をつくり出し、超大国間の不信を増長させ、軍縮交渉の進展に不可欠な相互の信頼性の増大を妨げてきた。

4. 科学者・技術者の役割

先に2.で述べた苛酷な軍事技術開発競争において、科学者や技術者は熾烈な

競争原理の真只中に置かれている。軍事技術開発体制に批判的なスタンスをとる人間はスポイルされ、体制に順応する忠実な歯車の科学者・技術者を生み出していく。

また、科学者や技術者の意識のなかには、研究上の関心に没価値的にのめりこむ危険が潜んでいる。科学や技術には、平和的科学・技術や軍事的科学・技術の区分がアプリアリに存在するわけではない。科学や技術が軍事目的に動員されることによって「軍事科学」や「軍事技術」としての属性を得るにすぎない。それゆえ、「平和目的に役立ち得る」ことは、その科学研究や技術開発が「軍事目的に役立たない」ことを意味しない。戦略ミサイルの多弾頭化（MIRV化=Multiple Independently-targettable Re-entry Vehicle）を可能にした重要な技術のひとつは、搭載するジャイロスコープのボールベアリングの高精度研磨技術であったし、戦略爆撃機のステルス（stealth）技術として有力視されているのはテープレコーダのためのフェライト樹脂加工技術である。SDIのような軍事技術開発体制を梃子とする科学・技術の再編によって、いっそう広範な科学者・技術者が、殺傷と破壊のための研究・開発に動員される懸念が増大している。

IV 核兵器全面禁止・廃絶の展望

核兵器全面禁止・廃絶とは、核保有国がすでに保有している数万発の核弾頭を解体・処分し、いかなる国にも新たな核兵器の保有を許容しない制度を全世界的に確立することである。そして、そのための基本的方法は、核保有国を含むすべての国の政府が、核兵器の研究・開発・実験・生産・保有・貯蔵・配備・拡散・使用のすべてを禁止する国際協定（条約）を締結し、その協定にもとづく諸措置が確実に遵守されていることを監視するための国際機構を確立し、核兵器廃絶を求める圧倒的な国際世論がこれを包囲するという体制を確乎として構築することである。

核兵器全面禁止・廃絶国際協定の締結を実現させる最も重要な原動力は、核兵器の緊急な廃絶を要求する諸国民の圧倒的世論にはかならない。いかなる国の政府も、国民の圧倒的多数の要求を無視して、特定の政策に固執し続けることはできない。現代における核の脅威を深く認識し、核戦争阻止と核兵器廃絶の緊急な必要性を自覚した諸国民の声こそが、核保有国間の恣意的な軍備管理・軍縮交渉の曲折を乗り越えるための最も基本的なモチベーション・フォースとなり得るであろう。そして、そのような自覚した世論の拡大にとって必要なことは、核兵器の脅威の現状に対する認識の深化と、核兵器全面禁止・廃絶の事業の現実的可能性に対する確信である。その前進に貢献することは、平和教育と平和研究の重要な課題である。

核兵器廃絶を展望する上述の道筋との関連において、Ⅲで述べた諸要因を検討する必要がある。

1. 「抑止」と「均衡」の戦略思想の克服

K. E. ポールディングは、「抑止は短期的には安定であり得るが、長期には安定であり得ない。この定理はただの一行で証明できる。つまり、もし抑止が安定だとすれば、それは抑止することをやめるだろう。何となれば、脅迫がその信頼性を失うだろうからである」と論じた。しばしば、「核による抑止力が作用していることも現実だ」と主張され、抑止力としての核兵器を「必要悪」として擁護する論調が聞かれる。抑止力は、それが破綻するまでは作用するのはあたりまえであって、「現状において核抑止力が作用している」と述べることは、「核抑止力が将来にわたって安定に作用し続ける」ことを証明するものではまったくない。むしろ、とめどもない核軍備競争のスパイラルの行く末までも核抑止力が破綻を免れて作用し続けるという保証が欠落していることこそが、今日における根本問題である。核抑止論への固執の危険性をいっそう明らかにし、人々の思惟を「抑止」と「均衡」の呪縛から解き放たねばならない。

2. 産軍複合体の非核軍事化

とりわけアメリカの場合、国民経済の核軍事依存状況を克服し得る展望を具体的に明示することが重要である。アメリカ資本主義のさまざまな制約条件のもとで、国民の雇用不安を払拭しつつ、核軍事依存の経済体質をいかにして転換し得るのかが展望されなければならない。そうした転換が、政治・経済体制の枠組の革命的変革なしにどのように可能であるのかが、説得力をもって示されることが重要である。

基本的には、この事業は、アメリカ国民の責務に属することである。アメリカ国民経済の核軍事依存のあり方が、いかに世界平和に対する脅威となっているかについて当のアメリカ国民自身が深く自覚し、いわば「アメリカ経済の非核化」を求める政治的行動を拡大できるよう、国際世論も積極的に寄与することが期待される。文化的交流を初めとする多角的チャンネルを通じて相互理解にもとづく信頼関係を発展させながら、非核政策の現実的可能性が経済的側面についても展望しうるならば、核兵器についてアメリカ国民が現在とは異なる選択を行なう可能性が拓かれるであろう。

3. 軍事同盟の解消

軍事同盟ブロックの対立が、核戦争準備をめぐる状況を悪化させ、核戦争の危機をつのらせていることは疑う余地がないが、軍事同盟ブロックの解消は、核兵器全面禁止・廃絶のための必須の前提条件ではないであろう。逆の言い方をすれば、軍事同盟が存続している状況のもとでも核兵器廃絶の課題をなしとげることが必要であろう。

従来、日本の原水爆禁止運動においても、核兵器廃絶の課題と軍事同盟解消の課題との関係については、検討が十分なされてこなかった。後述するように、1986年の原水爆禁止世界大会は、軍事同盟の解消を求めつつも、「軍事同盟や軍事ブロックへの態度の相違を、核兵器廃絶を緊急課題とする運動の結集の妨げとしてはならない」との見解を表明し、運動論の上からは従来よりも一歩踏み込んだ態度をとったが、単なる運動論上の配慮の問題としてではなく、核兵

器廃絶の実現の過程と軍事同盟解消の課題がどのような関連において追求されるべきか、さらに解明される必要がある。このことは、日米安保体制の評価と日本の原水爆禁止運動の組織原則の問題ともかかわって重要な検討課題である。

4. 科学者・技術者の役割

SDIを契機として科学研究や技術開発の軍事化が国境を越えて急速に展開しつつある今日、核兵器全面禁止・廃絶を求める科学者・技術者の活動もまた、いっそう国際化する必要がある。いまこそ、「非核研究綱領」の確立にむけて、科学者・技術者の合意を地球規模で形成していく努力が払われねばならない。

核兵器廃絶の課題を前進させる面で、科学者・技術者が貢献すべき重要な課題は、核兵器システム——とりわけ核弾頭——の解体・処分技術的可能性を具体的に示し、核兵器廃絶後の核物質の軍事転用を確実に阻止し得る制度の基礎となる技術的項目の検討を進めることである。現存する核弾頭の解体処分に、本質的な技術的困難は存在しない。核弾頭には、核分裂弾頭（いわゆる原子爆弾）と核分裂・核融合混成弾頭（いわゆる水素爆弾）の二種類がある。核融合反応の素材である重水素化リチウムは非放射性であり、その廃棄には何らの技術的困難もない。したがって、主要な問題は、ウランおよびプルトニウムなどの核分裂物質の処分の方策である。

核弾頭用核分裂物質の処分方法には、基本的に2つの方法がある。第一の方法は、原子力発電のための核燃料に転用する方法である。ウランは、ウラン235の濃縮度を調整することによって、現在の原子力発電所の燃料に直ちに転用することができる。一方、プルトニウムについては、現在の多くの熱中性子炉の場合、核燃料として用いるのに適しておらず、基本的には、高速増殖炉における使用が本命であるが、プルトニウム専焼炉を建造する考えもある。原子炉での燃焼によって当然放射性廃棄物の問題が生じるが、それは原子力発電に付随する放射性廃棄物処分一般の問題であり、核弾頭処分に固有の問題ではない。

核分裂性物質を処置する第二の方法は、安全な形で保管・管理である。核兵器としての利用を困難にする物理的・化学的不純物をできるだけ分離しにくい形で混在させ、これを管理下で保管する方法である。当然、核弾頭への再転用を防止するための国際的な査察措置を必要とすることになるだろうが、それには、現在国際原子力機関によってなされている査察制度が基礎となる。

いずれの方法がとられるにしても、核弾頭処分に固有の技術的困難は存在しない。核兵器廃絶の展望をいっそう明らかにするために、専門領域の科学者・技術者の手によって、具体的な兵器用核物質処分プログラムが提起されることが期待される。

主として技術的側面におけるこうした検討と同時に、核兵器全面禁止・廃絶国際協定の主要な骨格の内容に関する具体的検討や、協定遵守を監視するための国際機構の形態や機能、予想される阻害要因を管理するための周辺の諸措置などに関する具体的検討も、社会科学者を中心としてなされる必要がある。国際法および国際政治学分野における科学者たちのこうした研究には、過去の多くの軍備管理・軍縮条約やそのための交渉を通じて蓄積された知見が組み入れられるであろう。

また、核兵器廃絶の事業を推進する上では、当然、N I E O（新国際経済秩序）の問題を含む国際経済の諸側面も重要な検討課題となる。とくに、アメリカの場合、国民経済の核軍事依存体質からの脱却が、一時的な通常軍備の膨張や軍事的性格を有する対外経済援助や武器貿易の増大を結果することなく可能か否かに関しても、具体的な検討が期待されよう。

さらに、国際の文化的交流を基調とする相互理解の増進のためには、検討すべき人文科学上の課題も少なからず存在する。

核兵器の登場と核軍備の増強の過程で科学者が負わされてきた負の役割を転換し、自然・社会・人文諸科学の共同によって、核兵器廃絶の人類史的事業の成就のために科学者としての社会的責任を果たすことが求められている。

V 日本の原水爆禁止運動と核兵器廃絶の基本戦略

前章において、核兵器解体・処分技術的可能性にも言及しつつ、核兵器全面禁止・廃絶を実現する基本的道筋について著者の考えを示し、あわせて、その実行途上でいっそう具体化することが期待される諸問題について若干の考察を行なった。

本章では、1977年のいわゆる再統一以来の日本の原水爆禁止運動について、原水爆禁止世界大会の基本的文書に見られる核兵器廃絶のための基本戦略を中心に検討する。

部分的核実験停止条約の評価や社会主義国の核兵器をめぐる評価などを主要な争点として1963年に分裂するに至った日本の原水爆禁止運動は、14年後の1977年、広島・長崎の被爆の実相と被爆者の実情に関する「NGO被爆問題国際シンポジウム」の開催に向けての共同の努力を契機に再統一を実現した。本稿は、再統一に至る経緯やそれを可能にした背景要因や潜在する問題点などを分析することを目的とするものではない。この年、原水爆禁止日本協議会や原水爆禁止日本国民会議に加えて、全国地域婦人団体連絡協議会や日本青年団協議会など、14年間、原水爆禁止運動から遠ざかっていた市民諸団体も参画して、「1977年原水爆禁止世界大会」が開催されることとなった。以後、曲折を経つつも毎年世界大会が開催され、そこで討議・採択される文書は、最も広範な日本の原水爆禁止運動の共同の意思を表明したのものとして、重要な意味をもつものであった。例年の世界大会の基本的持ち方は、まず8月初旬に国際会議を開催し、その討議を基礎に、広島および長崎で大規模な大会または関連行事を8月6日・9日を中心で開催するというものである。若干の例外を除いて、世界大会としての基本的な意思の表明は、踏み込んだ実質的討議がなされる国際会議の宣言の形でなされ、その後開かれるおよそ1万人規模の大会において、国民的原水爆禁止運動を担う参加各団体代表や個人の間で、実践的活動報告を

もふまえた、率直で時として激しい意見交換がなされるのが常であった。国際会議における決して平担ではない討議の過程で明るに出される運動上の争点が、広島・長崎での集会で激しく噴出することも一再ではないが、そうした少なからぬ論争点を孕みながらも参加諸団体が最大限度どの点で一致できたのかを示すものが大会の基本文書にはかならない。

筆者は、1977年は参加者として、1978年以降は大会運営委員および起草起員として参画した。運営委員は参加団体代表に若干の個人を加えて25～30名程度であるが、筆者は概ね専門家個人の資格で運営委員となっていた。1985年の大会では、個人資格の運営委員について参加団体間で調整がつかず、結局著者も運営委員とはならなかった。

国際会議の文書起草は、日本側起草委員（年により10数人～30人弱）と海外側起草委員（各国代表各1名および各国際組織各1名）で構成する起草委員会で行なわれるが、オブザーバー参加を含めると合計100名近くになることもある。委員会は夜から翌朝にかけて開かれるのが通例で、合意の形成にむけての討議はしばしば明け方に及ぶが、使用される言語は英語および日本語（同時通訳）である。著者は83年には起草委員会議長補佐を、84年と86年には起草委員長を務めた立場にある。

1. 1977年原水爆禁止世界大会

<主催> 原水爆禁止統一実行委員会

<テーマ>

- (1) 核兵器絶対否定の道をとみに歩むために、1977年8・6広島―8・9長崎から何を呼びかけるべきか、
- (2) 核兵器の廃絶と被爆者の援護のため、われらいま何をすべきか、何をすることができるか。

この年の大会の基本文書は、国際会議宣言という形ではなく、世界大会決議の形で出されている。核兵器廃絶実現の基本戦略に関係する部分は、以下のこ

とくである。

(1) 全面的に核兵器（その実験・使用・製造ならびに貯蔵）を禁止する国際条約の締結を求める署名運動等を全世界で推進する。

(2) 世界のあらゆる地域への「非核武装地帯」の設定を提唱し、その地帯における核実験の禁止、核基地の撤去、核搭載艦船の通行禁止などの運動を展開する。在韓米軍を撤退させ、「韓国」、沖縄からの核兵器撤去を要求する。

(3) 軍備管理のための部分措置が、軍備削減に有効に働かず、軍拡競争が進む状況に直面して、国連軍縮特別総会に対し、①核兵器の使用を違法と宣言し、核兵器の製造及び使用に手を貸す者を犯罪者として処罰する国際条約を締結すること、および、②一定期間内に、段階的に実施する全面的軍縮を計画し、国連による「世界軍縮会議」を招集することを要請する。

以上で明らかのように、再統一初年度の世界大会はすでに「核兵器全面禁止国際条約の締結」を基本戦略とし、非核武装地帯の設置や核基地の撤去といった有効な部分措置も並行して追求する方向を打ち出しているのであるが、部分措置の問題については、「軍備管理のための部分措置」の無効性を警戒し、それと一線を画すべきことを明確にしている。

この年の世界大会を担った諸団体は、大会後もひきつづき共同行動を継続し、翌年の世界大会までの間に3つの大きな活動計画を実行に移した。それらは、①1978年5月～6月に開催される第1回国連軍縮特別総会にむけて、大会決議の趣旨をふまえた「国連に核兵器完全禁止を要請する署名」運動を展開する、②1978年2月～3月にジュネーブで開かれるNGO軍縮会議への代表派遣を呼びかける、③第1回国連軍縮特別総会に「国連に核兵器完全禁止を要請する日本国民(NGO)代表団」を派遣する、の3つである。

①の国民署名の内容は、つぎのとおりである。

「再びヒバクシャをつくらないために、核兵器のない平和な世界をつくるために、私たちは次のことを国連に要請します。

1. 広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人のびとに知らせること、

2. 核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること、
3. 世界軍縮会議を開き、一日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、配備を全面的に禁止する条約をつくること。」

ここには1977年世界大会決議のエッセンスが簡潔に集約されており、核兵器の非人道性の認識に基づいて、核兵器全面禁止国際協定締結を展望する基本的な考え方が明確に表明されている。

2. '78 核兵器完全禁止・被爆者援護世界大会

<主催> 同実行委員会

<テーマ>

- (1) 被爆者の援護と実爆の実相・後遺の普及のために、
- (2) 軍拡競争をとどめ、人類の生存を守るために、
- (3) 核兵器完全禁止のために、

この大会は、歴史的な第1回国連軍縮特別総会の基本的成功のあとを受けて開催されたものである。軍縮特別総会には日本の NGO 代表 504 名が 2,000 万余の国連要請署名を携えて参加した（筆者も運営委員として参加）。世界大会としての共同意思は、国際会議の宣言として発表された。軍縮特別総会直後だけにその最終文書の内容に言及した表現が多いが、核兵器廃絶の筋道に関する主張は以下のごとくである。

(1) とどまるところを知らぬ核軍拡競争を終わらせるためには、核兵器の完全禁止・使用禁止の国際条約を締結する以外に道はない。このことは、これまでの軍備管理のための部分措置が軍縮、特に核軍縮にとって有効に作用しえなかったという歴史的事実からみても人類の生存のために緊急の課題となっている。

(2) 核兵器使用の危険性が大きくなっていることを深く憂慮し、パグウォッシュ会議や日本の国際法学者が提案している核兵器使用禁止国際条約討議案が国際的に討議され、条約として実現することを期待する。

(3) 核兵器を完全に禁止し、世界の平和を築き上げる真の力は、全世界で平和のために活動している人々や諸勢力の意志と行動によって作り出されると考える。核軍拡をすすめる勢力に反対し、平和を求める要求を世界の圧倒的世論とし、運動を国際的な統一行動に発展させることが、地球上から一切の核兵器をなくすための不可欠の条件である。

(4) すべての軍事同盟と軍事ブロックの廃止は、原水爆禁止運動にとっても重要な関連をもつ。

上に見るとおり、この大会でも核兵器全面禁止国際協定（核兵器完全禁止国際条約）の締結が核兵器廃絶を実現する唯一の道であり、それは緊急な課題であるという位置づけが表明されている。核兵器使用禁止条約が独立に取り上げられているのは、日本の国際法学者などによってそれが単独の条約案として提起されていた事情を反映している。

また、上の宣言では、平和を求める国際世論の圧倒的昂揚こそが目標を実現する不可欠の条件であることを明確に述べており、この基本姿勢は、核保有国間の軍備管理・軍縮交渉に期待をかける思考とは根本的に違ったものである。軍事同盟の解消の問題に言及した点は新しい点であるが、その位置づけは、核兵器廃絶と重要な関連をもつと述べるにとどめており、核兵器全面禁止のための必要条件という扱え方はしていない。

3. 原水爆禁止 '79 世界大会

<主催> 同実行委員会

<テーマ>

- (1) 核兵器廃絶、核兵器完全禁止国際条約および核兵器使用禁止協定の締結、
- (2) 「持たず、造らず、持ち込ませず」の非核三原則の実現及び非核武装地帯の設定、
- (3) 被爆の実相と後遺の実情とを世界に普及、
- (4) 広島・長崎、ビキニの被爆者及び核実験による世界各地の被爆者の援護の実現、日本における国家補償にもとづく被爆者援護法の制定、

- (5) 原子力開発をめぐる諸問題,
- (6) 核軍縮をめぐる政治, 社会, 経済などの国際的諸問題,
- (7) 核兵器廃絶, 被爆者援護, 人類生存のための国内及び国際連帯活動,

この大会の基本文書は「東京宣言」として発表されている。主要点は、以下のごとくである。

(1) 核兵器の実験・使用・製造・貯蔵および配備を全面的に禁止する国際条約および核兵器使用禁止国際協定を締結させる運動を強化する。

(2) 非核武装地帯の設定・拡大および結合を、太平洋およびインド洋, 地中海などの地域でおしすすめる。とりわけ日本では非核三原則を確乎として実現するための運動と相まって国際連帯のもとで運動を強化する。

(3) 国際間における武力の脅威あるいは使用をすべての国が放棄するよう圧力を強める。

(4) 全般的軍縮にむけて運動を高揚し, 諸国政府に対する圧力を強める。SALT II について意見の相違があっても, 核軍拡競争を停止し, 核戦争阻止・核兵器の全面禁止および使用禁止にむけて, 緊急の一致した努力を払う。

以上のように, 79世界大会も, 核兵器全面禁止国際協定の締結を基本課題としている。部分措置としては, 非核武装地帯の設置・拡大・結合の問題と日本の非核三原則の確乎たる実現が特に言及されている。こうした部分措置の有効性については分科会レベルでも SALT II の評価とも関連して甲論乙駁があり, 部分措置のすべてを否定すべきではないが, それらの措置が本質的に伴いがちな危険 (①小さな問題の解決を追求することで, より本質的な問題を後景に押しやる, ②根拠のない相互確証破壊状況下での安全について幻想を与え, 核兵器廃絶をめざす世論の矛先をそらす, ③核保有国による核独占を許しかねない, など) を警戒する必要があることが指摘されていた。運動の高揚の重要性を述べている点は従来と同様であるが, SALT II の評価についてかなり激しい議論があったことを反映して, そうした個別問題での意見の不一致にもかかわらず緊急の一致した努力を払うべきであるとする点で合意を見たことも, 注目しておくべきことである

う。

4. 原水爆禁止1980年世界大会

<主催> 同準備委員会

<テーマ>

- (1) 核兵器の完全禁止のために（核兵器の使用禁止協定，非核三原則，非核武装地帯の実現のために，第二次国連軍縮総会にむけて何をなすべきか），
- (2) 核戦争の危機，核軍拡競争の実態について（それをくいとめ，逆転させるために何をなすべきか），
- (3) 被爆者援護の実現のために（被爆者援護法を実現し，さらに世界の被爆者を援護し，これ以上被爆者をつくらぬために何をなすべきか），
- (4) 平和・軍縮教育をすすめるために（被爆の実相普及，世論喚起のために何をなすべきか），
- (5) 軍拡競争，軍縮の課題と発展途上諸国の開発をめぐって（新国際経済秩序をめぐる諸問題），
- (6) 原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって，

この年の大会では，上のテーマのうち，(1)～(4)を「議題」とし，(5)，(6)は「討議課題」としている。(4)のテーマが取り上げられたのは，この年の6月にパリでユネスコ軍縮教育世界会議が開かれ，日本からも代表団が参加した活動を反映したものである。

大会の基本的主張は「東京宣言」にまとめられているが，核兵器廃絶を実現する道筋については次のように述べられている。

(1) 第二次国連軍縮特別総会（1982年開催）が，軍備の撤廃，とりわけ核軍備の撤廃と平和のために活動している NGO 運動の要求をふまえ，全面的な軍縮のための具体的計画を策定し，それを確実に実践する強固な基盤を確立することを求める。

(2) その際，第一次国連軍縮総会にむけて取り組まれた国連要請署名の三項

目（①被爆の実相の普及，②核兵器の使用禁止，③核兵器全面禁止条約の締結）の重要性を改めて想起する。

(3) 核兵器完全禁止，全般的かつ完全な軍縮および持続的平和の確立をめざす活動の一環として，①非核武装地帯の設定・拡大・結合，②非核三原則の実現，③核兵器使用禁止国際条約の締結，④核兵器 および 運搬手段の研究・開発・配備のモラトリアム，⑤核不拡散条約再検討会議への要求，⑥核実験完全禁止国際条約の締結と遵守，⑦被爆の実相の解明・普及，⑧ヒバクシャ援護，などの諸行動をすすめる。

(4) 核軍備撤廃と完全かつ全般的軍縮を実現するために，われわれ自身を総動員する。

以上を見て明らかのように，核兵器廃絶の基本的道筋としては，依然として，核兵器完全禁止国際条約締結を展望してはいるが，それは第一回国連軍縮特別総会にむけて取り組まれた要請署名を想起するという形で言及されているだけで，基調的位置づけとしては相対的に希薄化した印象を免れ得ない。そのことは，テーマの設定の面にも反映されており，前年の大会がテーマの冒頭に「核兵器完全禁止国際条約締結」を明示的に掲げたのに対し，80年大会では「核兵器の使用禁止協定」が例示されているにとどまっている。反面，核軍備撤廃と同格で「完全かつ全般的軍縮の実現」が登場していること，核兵器廃絶を実現するための全面措置の緊急性の主張が希薄である一方で，部分措置に関する記述が相対的に増大していることなども，前年までとは異なる特徴であろう。この年の起草委員長は海外代表1名（ベギー・ダフ女史）のみで，しかも起草委員会は日本側8名，海外代表26名という出席状況のもとで開催されている。大会に一貫して出席している日本側起草委員の間で，前年までの大会の主張を基礎にした強固な意思統一にもとづく原案づくりがなされていないと，どちらかと言えば英語中心に急ピッチで展開される徹夜の起草作業では，海外代表ベースで多様な主張がもちこまれ，全体としての歴史的整合性や明確な基調的主張構造が崩れる可能性がある。80年世界大会の「東京宣言」はそのような不十分さを内包した文書という側面が否めない。

5. 原水爆禁止1981年世界大会

〈主催〉 同準備委員会

〈テーマ〉

- (1) 核兵器完全禁止・第二回国連軍縮特別総会に向けて何をなすべきか？
- (2) 被爆者援護法実現と世界にヒバクシャをつくらぬために、
- (3) 軍縮・平和教育の前進のために、
- (4) 原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって、

この年の大会基本主張は「東京宣言」として発表されたものである。主要点は以下のごとくである。

- (1) 第二回国連軍縮特別総会が、全般的完全軍縮に至る道筋と具体的タイム・テーブルを明らかにし、拘束力ある軍縮のための条約を実現しうるよう全世界の運動が要求する、
- (2) 核兵器使用禁止国際協定をつくる。
- (3) 核兵器その他の大量殺戮兵器の研究・開発・製造・配備に対する即時モラトリアムを実施する、
- (4) 核実験全面禁止条約を締結する、
- (5) 非核地帯の設置・拡大・結合をはかる、
- (6) 人類の存亡は、現世代に生きるわれわれが核兵器の引金に指をかけるものたちを追いつめ、最終的に核保有をあきらめさせる道を切り拓くことができるかどうかにかかっている。

81年大会の「東京宣言」には、もはや、核兵器全面禁止国際条約締結という要求は掲げられておらず、核兵器使用禁止国際協定と核実験全面禁止国際条約が個別に取り上げられているにとどまる。かわって、全般的完全軍縮のための拘束力のある条約の実現の課題が、第二回国連軍縮特別総会への要求の形で表明されている。これは、当時軍縮特別総会にむけて討議されていた「包括的軍縮計画 (CPD, Comprehensive Program for Disarmament)」への期待感を反映し

たものであるが、核兵器廃絶の速やかな実現をこそ追求すべき原水爆禁止運動が、第1回国連軍縮特別総会の最終文書の積極面にも一定幻惑されながら、包括的軍縮計画の中に核兵器全面禁止・廃絶の課題を解消させてしまった点で、適切ではなかったように思われる。この大会では、テーマ(1)の解題の中にも核兵器全面禁止国際協定締結の課題は示されておらず、ここでも、核兵器不使用協定と包括的核実験禁止条約が例示されているにすぎない。

また、上の「東京宣言」の概括から明らかなように、(2)～(5)などの部分措置の要求が全面措置に相当するはずの(1)の要求とほぼ同等の重みで羅列されている点も、核兵器廃絶を実現する基本戦略の骨格を不明確にする結果を招いている。大会の統一開催をめざす準備過程で、準備のためのエネルギーの大半が、大会としての基調的主張内容の討議の深化以外の面に費される傾向があり、大会文書の歴史的継承性などが強い一貫性をもって周到に準備されにくいといった事情が深くかかわっているとと言える。この頃から著者も、大会前に日本側の専門家会議を開いて、原則をふまえながらも、その時々的情勢に見合った形で大会をどのように性格づけ、どのような基調的主張を展開すべきかを率直に討議し合うような場の必要性を感じ始めていた。

6. 原水爆禁止1982年世界大会

<主催> 同準備委員会

<テーマ>

- (1) 第2回国連軍縮特別総会の結果と、核兵器完全禁止のために、
- (2) 核兵器使用の非人道性、被爆者援護、起こりうべき核戦争
- (3) 平和・軍縮・生存・環境・新国際経済秩序にむけての教育・メディア・文化・芸術・科学などの発展のために、
- (4) 原子力開発と核拡散の諸問題をめぐって、

この年の大会の「東京宣言」の要点は以下のごとくである。

- (1) 核兵器、生物兵器および化学兵器の研究、生産、売却および使用を禁止

する。

(2) 核兵器完全禁止を最優先課題とする、時間枠をかけた拘束力のある包括的な軍縮計画を遅滞なく策定し、実行する。

(3) 非核地帯をアジア、太平洋、インド洋、アフリカ、中東、地中海、バルカン、ヨーロッパ、スカンジナビア、北・中央および南アメリカ、オセアニアなど全世界に広げる。

(4) 軍事同盟と軍事ブロックを解消する。

(5) 世界各国政府に、①核兵器先制不使用、②一方的軍縮イニシャチブ、③核実験の全面禁止、④核兵器その他の大量破壊兵器の実験・生産・配備の即時凍結、を訴える。

(6) 軍縮と平和を実現する課題を遂行する主たる責任は、われわれの肩にかかっている。

この大会文書の特徴は、前年のそれと大きくは変わっていない。しばしば起草にあたっては前年の大会文書が参照されるため、こうした状況は生じやすい。依然として、核兵器全面禁止・廃絶を実現する筋道があまり明確でなく、部分措置がやや羅列的に述べられるという欠陥を免れていない。

7. 原水爆禁止1983年世界大会

<主催> 同準備委員会

<テーマ>

- (1) 核軍備競争と核戦争危機について、
- (2) 反核・軍縮・平和運動の当面する問題・課題、
- (3) 史上最初の核戦争としての広島、長崎を現在の核戦争危機の克服に生かすために、
- (4) 原子力開発と核拡散の諸問題、

「東京宣言」の主要点は、以下のごとし。

- (1) “恐怖の均衡”による核戦争の抑止という考えを断じて容認せず、軍事

ブロックの解消を求める、

(2) 戦域限定核戦争構想を糾弾し、すべての核兵器の配備に抗議し、撤去を要求する、

(3) 核兵器の研究・開発・実験・製造・貯蔵・配備・使用を完全に禁止することを強く要求する。とくに、核兵器使用禁止国際条約の締結を求める。

(4) 世界各国・各地域の非核化、外国核基地の撤去、外国軍隊の撤退、外国艦船・航空機・通信施設などの除去を求める。

(5) 人民大衆こそが歴史を動かす担い手であり、真の恒久平和の実現は、われわれの努力いかんにかかっている。

この宣言の内容は、前年に比してかなり整理されていると思われるが、(3)に要約されているように、国際協定または条約という表現こそ使われていないが、核兵器全面禁止措置を強く求め、その一環として使用禁止条約を位置づけている点で、77年再統一後の原則的な主張に立ち返りつつあると言える。部分措置も前年のように羅列的ではなく、まとめて整理されているが、この大会宣言では、上述の(3)項に関連して、「われわれは、米ソ間の核凍結が合意されるならば、それを核軍縮にむかう第一歩として支持する」との記述があり、この点は後に争点となった部分である。最終文案は無論起草委員会での討議にもとづいてまとめられるものであるが、表現を確定できずに大筋合意で後刻調整扱いになる部分がいくつか積み残されるため、議場での合意内容をめぐる齟齬に起因して、こうした争点が結果される場合もある。

8. 原水爆禁止1984年世界大会

<主催> 同準備委員会

<テーマ>

(1) 核戦争の危機と核兵器廃絶の実現のため——反核・軍縮・平和運動の当面する課題について、

(2) 核戦争による広島・長崎の被害とビキニをはじめとする核実験の惨禍をふまえ、核戦争の危機とヒバクの実相を明らかにし、ヒバクシャを援護し、

連帯して核被害を防止するために、

(3) 原子力開発と核拡散の諸問題について、

この年の大会意志は「東京宣言」に表明されている。要点はつぎのとおりである。

(1) 核戦争阻止と核兵器全面禁止は、全人類の死活にかかわる最も重要かつ緊急の課題となっており、いまこそ、世界世論を圧倒的に昂揚させ、核兵器をもちつづける者たちを包囲し孤立させなければならない。

(2) 核戦争を防ぐ最も確実な道は核兵器全面禁止の速やかな実現であり、われわれは、核兵器の実験・研究・開発・生産・配備・貯蔵・拡散・使用の一切を禁止する拘束力のある措置の実現を求める。

(3) 核兵器廃絶および核戦争阻止の運動と結合して、核兵器の使用禁止、核実験の全面禁止、非核地帯の設置・拡大・結合、宇宙空間および海洋の軍事利用禁止などの運動も追求する。

(4) われわれは、日米軍事同盟の危険性を憂慮する。われわれは、すべての軍事同盟とそのブロックの解消を要求する。

(5) 人類を核戦争の脅威から救い、核兵器のない世界をつくりだすためには、諸国民の反核・平和運動を圧倒的に強め、国際連帯を発展させ、思想・信条・社会体制の違いをこえて団結した運動の力を飛躍的に高めることが必要である。

この「東京宣言」では、①世論による核兵器固執勢力の包囲、②核兵器全面禁止のための拘束力のある措置、③有効な部分措置を求める運動と全面措置を求める運動との結合、などがかなり整理されて主張されている。核兵器廃絶の運動の展望が見通し易い形でまとめられていると言える。

日米軍事同盟への憂慮と軍事同盟解消の要求は、準備委員会に参加しているいくつかの団体にとっては、日米安保条約の評価の問題と関連して必ずしも簡単でない内容を含むが、この部分については長い時間を費して合意を見たものである。

9. 原水爆禁止1985年世界大会

<主催> 同準備委員会

<テーマ>

この年の大会は、運営委員会の構成等について諸団体間の意見の調整が難航し、結局、大会で討議すべきテーマの設定もできぬままに開催されるという非常に変則的な大会運営になった。発端は、原水爆禁止日本協議会の代表の交替に関する内部問題であったが、関連して個人資格の運営委員の参加をめぐる意見の調整ができず、開催直前まで紛糾して討議内容の検討がなされなかった。

85年世界大会の基本文書は従来とは異なり、「広島・長崎被爆40周年にあたり、原水爆禁止世界大会国際会議・広島から世界の人びとへのよびかけ」という形でまとめられている。核兵器廃絶の展望に関する主張は、以下のごとくである。

(1) 宇宙空間の兵器も含む核兵器の研究・開発・実験・生産・保有・貯蔵・配備・拡散・使用の一切を禁止する拘束力のある条約（核兵器完全禁止国際協定）の締結を、米ソジュネーブ交渉および諸国政府によびかける。

(2) 核戦争阻止、核兵器廃絶を促進するものとして、核兵器の使用禁止、核実験の全面禁止、核兵器および核部隊の配備反対、核基地の撤去、核兵器積載艦船の寄港反対、非核地帯の設置・拡大・結合、宇宙軍拡阻止などの運動への支持と連帯の発展をよびかけるとともに、それらの運動が核兵器完全禁止国際協定締結を求める全地球的運動の大潮流に合流することをよびかける。

(3) 日米軍事同盟の危険性の増大に憂慮を表明し、軍事同盟・軍事ブロックの解消を求める。

(4) 核兵器廃絶を実現するために、世界諸国民の反核・平和の運動を前進させ、思想・信条・社会体制の違いをこえて国際連帯を発展させるようよびかける。

上に明らかなように、この「よびかけ」は核兵器完全禁止国際協定締結を要求し、有効な部分措置をすすめる運動との連帯を表明しつつ、それらの運動が国際協定締結の大運動に合流してひとつの巨大な潮流を形成することをよびか

けている。大目標を明示し、諸運動の有機的結合を訴えるこの「よびかけ」は、大会準備委員会側からの要請によって筆者が第一起草を担当したものであるが、個人資格の運営委員を排除したこの大会では、折から被爆40周年に当たって、あまり政治的主張を含まない平易なうったえを出すにとどめようと主張する団体もあって、この案文審議は難航をきわめた。こうして世界大会の基調的主張を歴史的に跡づけてみると、被爆40周年を理由に一切の政治的内容ぬきの平易なステートメントで済ませるとするのは、大会の歴史的任務に照して奇妙なことであろう。そうした主張が現われた背景には、運営委員等の構成にかかわる前年以來の激しい確執があり、やや不正常的な大会運営であったことは否めない。大会基本文書それ自体はかろうじて形を整え、内容としても、過去の日本の原水爆禁止運動の基本主張をふまえたものであったが、全参加団体の自発的連帯意識が事実上損われた状況であるため、豊かな活動実践の集約として生まれ、運動の展望を明確に照し出して次の活動実践の基本方向を明らかにするというこうした文書の任務からすれば、多々問題を残す大会となった。

10. 原水爆禁止1986年世界大会

<主催> 同実行委員会（原水爆禁止日本国民会議は、前年・前々年以來の経過をふまえ、「従来の世界大会実行委員会を前提とし、その延長線上に世界大会を構想する以上、いかなる弁明や条件が示されようと、よびかけに応じられない」として、事実上訣別を宣告、77年以來の開催主体が崩れ、全国地域婦人団体連絡協議会や日本青年団協議会を含む市民団体も世界大会の担い手とならずに、変則的な形で開催された。）

<テーマ>

- (1) 核戦争阻止、核兵器廃絶、核兵器全面禁止国際協定実現のために、
- (2) 核戦争阻止、核兵器廃絶のために有効な個別的課題の推進と合流のために、
- (3) 被爆の実相の普及と被爆者の援護・連帯、
- (4) 核兵器廃絶と平和・軍縮・民族自決・開発との関連、教育、文化、科学、宗教など社会的諸分野との関連

(5) 核兵器廃絶と原子力開発

大会の意志は、国際会議（20国際組織、28か国・36各国組織からの88人の海外代表が参加）が採択した「核戦争を阻止し、核兵器を緊急に廃絶するために、全人類の良心に呼びかける」（原水爆禁止1986年世界大会国際会議・東京から世界へ）と題する文書に表明されている。主な内容は以下のごとし。

(1) 核兵器の解体・廃棄に本質的な技術的困難は何もない。人類の一致した力で地上のあらゆる核兵器を廃棄・廃絶し、再びつくりせない体制をかみならず実現できる。

(2) 核兵器廃絶への最も確かな、可能な道として、核兵器の研究・開発・実験・生産・保有・貯蔵・配備・拡散・使用の一切を禁止する拘束力ある条約＝核兵器全面禁止・廃絶協定の締結を求める。

(3) それを実現する力は、核兵器廃絶そのものを直接に緊急課題として要求する最も広範な世界諸国民の声と運動の力である。

(4) われわれは、核実験全面禁止、核兵器使用禁止、核保有国による核先制不使用、核兵器の配備反対、核兵器積載艦船の寄港反対、核基地・核部隊の撤去、非核地帯の設置、宇宙空間の軍事化反対などの課題をかかげて核戦争勃発を防ぎ止めてきた世界諸国民の反核と非核のあらゆる要求と運動に連帯し、それらが核兵器廃絶の大運動に合流することをよびかける。

(5) われわれは日米軍事同盟の危険性を深く憂慮する。われわれは、すべての軍事同盟とそのブロックの解消を要求する。同時に、個々の軍事同盟や軍事ブロックへの態度の相違を核兵器廃絶を緊急課題とする運動への結集の妨げとしてはならないと確信する。

世界大会の主権形態の変化にもかかわらず、この文書の内容は、77年再統一以来の運動の主張の到達点を基本的にふまえ、核兵器廃絶の道筋と可能性を端的に集約した内容となっているように思われる。核兵器廃絶の技術的可能性にとくに言及した点は従来の大大会文書にはなかった点であり、軍事同盟についてもその解消を求めつつ、この問題に関する態度の相違を運動への結集の踏み絵

としないことを明言した点で、これまでの主張から一步踏み込んでいる。

以上、1977年から1986年までの世界大会の基調的主張を跡づけたが、当論文の前段で展開した核兵器全面禁止・廃絶の基本的方向性に照してみると、この10年間の経験の蓄積はきわめて貴重な示唆を与えているように思われる。核兵器完全禁止を求める共通の目的意識を有する団体・個人の共同行動のひとつの形態としての世界大会ではあるが、年々、原則的な立場を確認しあい、その時々々の情勢に照してそれまでの蓄積をさらに豊かに発展させようとする意識的な取り組みが、大会を担う人々の間で率直かつ相互啓発的に展開されることが必要であり、大会の統一的開催をめぐる組織上の問題に準備過程の討議時間の大半が割かれるような状況下では、日本の原水爆禁止運動に責任をもつ専門家グループが、旧来の到達段階と現下の課題に関して旺盛な討議を持続的に行なうことが不可欠であろう。異なる組織目的や見解を有する団体や個人の共同行動であればこそ、科学的な討議が最も正確な事実認識をふまえて周到に準備されることが必要である。本稿前段で述べた核兵器廃絶への道筋については、さまざまな個別の問題についての多様な見解の存在にもかかわらず、基本的一致を見ることができるものと筆者は認識している。核兵器全面禁止国際協定の締結促進については、すでに、国権の最高機関としての国会において、1973年7月9日参議院で、翌74年5月23日衆議院で全会一致採択された核実験に抗議する決議においてもとくにその重要性が強調されていたところである。73年秋にモスクワで開かれた「平和勢力の世界大会」（144か国から3千数百名が参加）では、日本の統一代表団（社会党・共産党・総評・平和委員会代表を含む）は、「核兵器完全禁止の国際協定締結を要求する決議案」を共同提案し、その結果は同大会のアピールに取り入れられて全世界諸国民に呼びかけられた実績をもっている。そうした進歩的かつ最も広範な人々を結集しうる要求を、77年再統一世界大会は基本的に継承したのであり、共同行動の蓄積によってより豊かに発展させられるべきものである。個別の問題についての見解の相違を際立たせるのではなく、核兵器廃絶について原則的に一致しうる陣地を玉のようにいつくしみ、相

互批判と共励の精神に立って叡知を寄せ合うことが最も重要であり、この面で科学者が果たすべき役割はきわめて大きいと言うべきであろう。